

日 薬 業 発 第 420 号
令 和 5 年 2 月 1 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置に関する
各種通知・事務連絡等の送付について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申等につきましては、令和 4 年 12 月 23 日付け日薬発第 232 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、別添 1 のとおり令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置に関する各種通知・事務連絡等が示されました。

その中で、今回、地域支援体制加算において新たな施設基準が追加されました。このうち、地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品融通などの取組事例が求められており、具体的な内容について、本会としては下記のとおりと考えております。また、参考として薬剤師会での取組や中央社会保険医療協議会（以下「中医協」）において紹介された取組事例も合わせて、お知らせいたします（別添 2）。

また、各都道府県薬剤師会で実施している取組事例がございましたら、令和 5 年 3 月 31 日（金）までに、日本薬剤師会の担当事務局までお送りいただけますと幸いです（送り先メールアドレス：iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp）。

また、薬局内掲示例を作成いたしましたので、ご参考ください（別添 3）。

併せて、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能なほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

○「令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置等について」

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療
＞ 医療保険 ＞ 令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00043.html

記

1. 地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通に関する取組例

- ・地域の薬局に対して、自薬局の医薬品の在庫状況を薬剤師会等が作成しているリストやシステムを通じて情報提供を行うとともに、必要に応じて、同一グループではない薬局間において医薬品の融通や分譲を行う。
- ・自薬局の医薬品の在庫状況に関する情報提供について、他の薬局からの問い合わせなどがあった際には、融通・分譲可能な医薬品やその量などについて情報提供し、必要な対応を行う。

2. 医療機関への情報提供（医薬品供給の状況、自薬局の在庫状況）、処方内容の調整に関する取組例

- ・供給が不足している医薬品などについて、医療機関の診療科などの特性を踏まえた情報を自薬局の在庫状況等も含めて情報提供し、処方期間や内容等を調整する。
- ・直近の医薬品の流通状況を考慮して、患者の薬物治療が滞りなく継続的に受けられるよう、患者に丁寧な説明をするとともに、処方医と連携して対応する（同一銘柄の別剤形への変更、他のメーカーへの変更、同効薬への変更など）。
- ・供給が不足している医薬品などへの対応について、直近の医薬品の流通状況に鑑み、事前に医師に相談・確認し、予め必要な対応を取り決めておく。また、その対応については、患者に丁寧に説明すること。

3. 医薬品の供給情報等に関する行政機関（都道府県、保健所等）との連携に関する取組例

- ・災害時の医薬品供給の対応のように、行政機関を介した備蓄医薬品の情報共有体制等の取組に協力する。
- ・薬剤師会において会員が従事する薬局の医薬品の在庫状況などの情報を行政機関に共有する。

以上

(別添)

1. 令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置に関する各種通知・事務連絡等の送付について

(令和5年1月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

・ 令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置について

(令和5年1月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

・ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて (令和5年1月31日付け保医発0131第5号、厚生労働省保険局医療課長ほか)

・ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和5年12月31日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」の取扱いについて

(令和5年1月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

・ 令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置に関する疑義解釈資料の送付について

(令和5年1月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

2. 取組事例

(日本薬剤師会作成資料、令和4年12月21日付け中医協・総会資料)

3. 薬局内掲示例 (日本薬剤師会作成)

別添1

事 務 連 絡
令和5年1月31日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置に関する
各種通知・事務連絡等の送付について

標記につきまして、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

令和 5 年 1 月 31 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置について

標記については、令和 4 年 12 月 23 日の中央社会保険医療協議会答申を踏まえ、本日、関係法令の告示等が行われたところです。

本改正の経緯及び概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対して周知いただきますようご協力をお願いします。

記

- 1 医療 DX の推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置について
別紙 1 のとおり
- 2 医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について
別紙 2 のとおり

< 厚生労働省ホームページ（令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の措置について） >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00043.html

< 関係告示・通知 >

- ・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 16 号）
- ・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 17 号）
- ・特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 18 号）
- ・厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 19 号）
- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて（令和 5 年 1 月 31 日付け保医発 0131 第 5 号）
- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和 5 年 12 月 31 日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」の取扱いについて（令和 5 年 1 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置に関する疑義解釈資料の送付について（令和 5 年 1 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

(別紙 1)

医療 DX の推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置 について

1 改正の趣旨

医療 DX の推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、保険医療機関における初診時及び再診時並びに保険薬局における調剤時について、医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 の評価を見直すとともに、再診時に診療情報を活用して診療等を実施することについて、新たな評価を行う特例措置を講ずることとする。

また、あわせて療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（以下「オンライン請求」という。）を更に普及する観点から、当該加算の算定要件を見直す特例措置を講ずることとする。

（令和 5 年 12 月 23 日 中医協答申）

2 改正の概要

- （1） 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に適合する保険医療機関を受診した患者に対し、初診を行った場合における評価を見直す。
- （2） 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に適合する保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を新設する。
- （3） 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に適合する保険薬局において調剤を行った場合における評価を見直す。
- （4） オンライン資格確認等システムを導入した保険医療機関・保険薬局が、オンライン請求を行っていない場合において、オンライン請求を令和 5 年 12 月 31 日までに開始する旨を地方厚生局長等に届け出た場合には、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定可能とする。
※ 算定を希望する保険医療機関・保険薬局においては「医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和 5 年 12 月 31 日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」の取扱いについて」（令和 5 年 1 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）を参照すること。
- （5） 上記特例措置については、令和 5 年 4 月から 12 月まで（9 か月間）時限的に適用する。

（別紙 2）

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について

1 改正の趣旨

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関・保険薬局に対する加算について、特例措置を講ずることとする。（令和 5 年 12 月 23 日 中医協答申）

2 改正の概要

- （1） 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方を推進することにより、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、患者に適切に医薬品を提供する観点から、医療機関の処方に関する「一般名処方加算」の評価を見直す。
- （2） 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、入院患者への医薬品提供に関する「後発医薬品使用体制加算」について、後発医薬品の使用促進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価を見直す。
- （3） 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、診療所の院内処方に関する「外来後発医薬品使用体制加算」について、後発医薬品の使用促進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価を見直す。
- （4） 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、地域医療への貢献の観点から、薬局での調剤に関する「地域支援体制加算」について、後発医薬品の使用促進を図りながら、保険薬局が地域において協力しつつ医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の要件及び評価を見直す。
- （5） 上記特例措置については、令和 5 年 4 月から 12 月まで（9 か月間）限定的に適用する。

※ 算定に必要な要件については、関係告示及び「医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて」（令和 5 年 1 月 31 日付け保医発 0131 第 5 号）を参照すること。

< 抄 >

保医発 0131 第 5 号
令和 5 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、
外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて

標記について、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 16 号）、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 17 号）、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 18 号）及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 19 号）が告示され、本年 4 月 1 日より適用されることとなったことに伴い、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 から別添 4 までの新旧対照表のとおり改正し、同日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発 0304 第1号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(令和4年3月4日保医発 0304 第2号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(令和4年3月4日保医発 0304 第3号) (別添3)
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月18日保医発 0318 第2号) (別添4)

別 添 3

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発 0304 第3号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 特掲診療料の施設基準等 第 1 ～第 36 の 2 （略） 第 36 の 3 外来後発医薬品使用体制加算 1 外来後発医薬品使用体制加算に関する施設基準 （1）～（5） （略） <u>（6） 「注 11」に規定する点数を算定する場合には、上記（1）から（5）までのほか、以下の基準を満たすこと。</u> <u>ア 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u> <u>イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。</u> <u>ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</u> 2 届出に関する事項 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 38 の 3 を用いること。	別添 1 特掲診療料の施設基準等 第 1 ～第 36 の 2 （略） 第 36 の 3 外来後発医薬品使用体制加算 1 外来後発医薬品使用体制加算に関する施設基準 （1）～（5） （略） （新設） 2 届出に関する事項 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 38 の 3 を用いること。

なお、「注 11」に規定する点数の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 36 の 4 一般名処方加算

1 一般名処方加算に関する施設基準

「注 9」に規定する一般名処方加算を算定する場合は、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

2 届出に関する事項

「注 9」に規定する一般名処方加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 37～第 91 （略）

第 92 地域支援体制加算

1 地域支援体制加算に関する施設基準

(1)～(24) （略）

(25) 「注 12」の加算を算定する場合には、上記(1)から(24)までのほか、以下の基準を満たすこと。

ア 後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っていること。

イ 当該保険薬局の存する地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対する在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っていること。

ウ 上記イの取組に関する事項について、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。

2 （略）

（新設）

第 37～第 91 （略）

第 92 地域支援体制加算

1 地域支援体制加算に関する施設基準

(1)～(24) （略）

（新設）

2 （略）

第 92 の 2 ～第 97 の 2 （略）

第 97 の 3 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準
(1)～(3) （略）
(4) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていない保険薬局が、令和 5 年 12 月 31 日までにこれを開始する旨について、地方厚生（支）局長に届け出た場合は、同日までの間に限り、(1)を満たしているものとみなす。
- 2 届出に関する事項
 - (1) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。
 - (2) なお、1 の(4)の届出は、別添 2 の様式 86 を用いること。
 - (3) 令和 5 年 4 月 10 日までに当該届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとする。

第 98～第 103 （略）

第 92 の 2 ～第 97 の 2 （略）

第 97 の 3 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準
(1)～(3) （略）
(新設)
- 2 届出に関する事項
医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。
(新設)
(新設)

第 98～第 103 （略）

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和 5 年 12 月 31 日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」の取扱いについて

標記について、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて」（令和 5 年 1 月 31 日保医発 0131 第 5 号）により、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号。以下、「基本通知」という。）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号。以下、「特掲通知」という。）が改正され、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に「電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていない保険医療機関が、令和 5 年 12 月 31 日までにこれを開始する旨について、地方厚生（支）局長に届け出た場合は、同日までの間に限り、（1）※を満たしているものとみなす。」の記載が追加されたところであるが、当該届出について、下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いについて遺漏ないように、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

※電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。

記

1. 届出方法について

届出に当たっては、保険医療機関の場合は、基本通知別添 7 の様式 2 の 5、保険薬局の場合は特掲通知別添 2 の様式 86 を記入の上、原則電子ファイルにて online-seikyu@mhlw.go.jp に送付すること。やむを得ず、紙媒体にて届出を行う場合は、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に郵送により送付すること。なお、様式については、下記の URL よりダウンロードして使用すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00044.html

2. 届出期間について

当該届出については、令和5年3月1日より届出可能とする。令和5年4月から医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する場合、届出期限は令和5年4月10日とされているが、地方厚生（支）局等の窓口は4月1日以降に届出が集中し、混雑が予想されることから、原則令和5年3月31日までに届出を提出すること。

また、当該届出に基づき、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する場合、令和5年4月届出分を除き、届出の翌月からの算定となることから、当該届出の最終期限は令和5年12月1日となるため、留意すること。

3. その他

本事務連絡に記載のない事項については、別途疑義解釈等でお示しする。

様式86

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に係る届出書

保険薬局名	
保険薬局コード	
現在の請求方法	☐ 光ディスク等 ☐ 紙レセプト
住所	
届出年月日	令和5年 月 日

特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)第十七の四に規定する届出を行う場合は、□に、「✓」を記入の上、開始見込み時期を記入すること

☐ 令和5年12月31日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する予定である。	
開始見込み	令和5年 月

上記のとおり届け出ます。

令和 5 年 月 日

殿

開設者名

住所

〒

-

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 31 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置に関する
疑義解釈資料の送付について

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 5 年厚生労働省告示第 16 号)等については、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて」（令和 5 年 1 月 31 日保医発 0131 第 5 号）等により、令和 5 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 4 までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

調剤報酬点数表関係

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問 1 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 5 年厚生労働省告示第 18 号)による改正後の「特掲診療料の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号)において、「令和 5 年 12 月 31 日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険薬局については、同日までの間に限り、第 15 の 9 の 5 の(1)に該当するものとみなす。」とされたが、当該届出を行った保険薬局において、令和 5 年 12 月 31 日までに、電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合について、どのように考えればよいか。

(答) 令和 5 年 12 月 31 日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う。

問 2 問 1 について、「電子情報処理組織の使用による請求を開始」とは、どのような状況を指すのか。

(答)「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成 18 年 4 月 10 日 保総発第 0410 第 1 号(最終改正;令和 3 年 12 月 3 日 保連発 1203 第 1 号))別添 電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領の別添 1 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出を審査支払機関に提出していればよい。

【地域支援体制加算】

問 3 今般の地域支援体制加算に係る特例措置において、「当該薬局の存する地域の保険医療機関又は保険薬局(同一グループの保険薬局を除く。)に対して在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っていること」が施設基準として設けられているが、どのような取組が求められているのか。

(答)

施設基準で求められる取組としては、後発医薬品の使用促進を図りながら、地域の保険医療機関・保険薬局との連携の下で、薬局で必要な調剤を行うための情報共有や医薬品の融通、医師との処方内容の調整など、医薬品の安定供給に資する対応である。具体的には、地域の実情に応じて対応すべきものであり、例えば、次に掲げる取組が考えられるが、現下の不安定な医薬品供

給の状況を踏まえれば、このような取組は、自薬局の周辺地域の保険医療機関や同一グループ以外の保険薬局と連携すべきものであり、地域における開かれた取組であることが求められる。また、この観点から、災害時の医薬品供給の対応のように、都道府県、保健所等の行政機関を介した情報共有等の連携体制に参加する取組も今回の対応として有用であると考えられる。

(例)

- ・ 地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通
- ・ 医療機関への情報提供（医薬品供給の状況、自局の在庫状況）、処方内容の調整
- ・ 医薬品の供給情報等に関する行政機関（都道府県、保健所等）との連携

なお、特例措置は時限的なものであるが、上記のような地域における取組を促し、それを定着させるための措置であることを踏まえると、特例措置が終了した後でもこのような取組を継続して行うべきものであること。

医薬品供給に関する取組紹介

医薬品の供給問題に関する対応として、地域支援体制加算において新たな施設基準が追加され、地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品融通などの取組が求められている。各薬局や地域単位で行われている取組事例を紹介する。

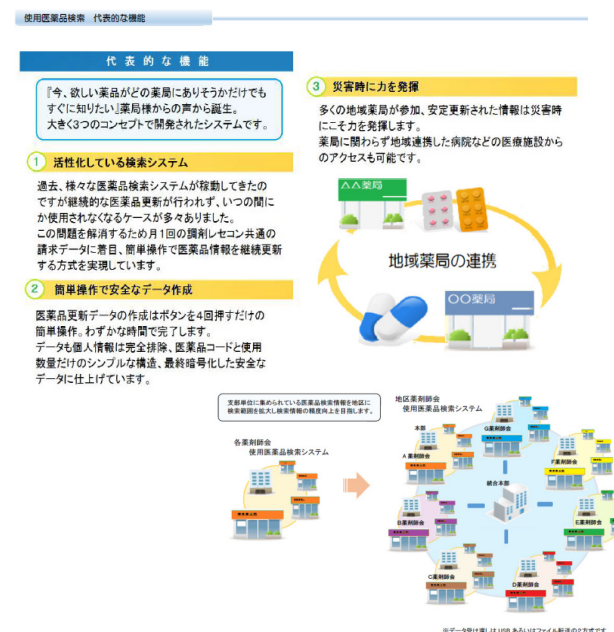
**必要に応じた医療機関への
情報提供**

FAX 送付 文書																																																							
報告日: 2023年 〇月 〇日 〇〇病院 受信先: 〇〇 先生御叱史		薬局名: 〇〇薬局 住所: 〇〇市〇丁目〇〇 TEL: 〇〇-〇〇-〇〇 FAX: 〇〇-〇〇-〇〇 薬剤師氏名: 〇〇〇〇																																																					
平素より大変お世話になっております。																																																							
患者名: 〇〇〇〇 デパケン R 錠200mg ませんでしょうか？ ☐ 同一銘柄で ☒ 同一成分で、パロプロ錠 Na 錠 ☒ 処方日数を、分割して30日 x 3 ☐ 同処方箋で ☐ その他:		FAX 送付 文書 送信枚数 1/1枚 報告日: 2023年 〇月 〇日 受信先: 〇〇先生御叱史 平素より大変お世話になっております。当薬局で処方箋を応需してありますが、先生の処方される医薬品の供給状況並びに当薬局に於ける備蓄状況を下記の通り情報提供をさせていただきます。今後の処方の参考として頂ければ幸いです。 尚、必要に応じて照会をいただければ追加情報提供をさせていただきます。																																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>製造販売業者</th> <th>規格等</th> <th>入荷状況</th> <th>備蓄状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般名称 「トラネキサム錠」</td> <td>先発、後発会社</td> <td>250mg 500mg</td> <td>当月 200 錠 150 錠</td> <td>200~300 錠 150 錠程度</td> <td>1 田調第 7 日分以 内でお願したい。</td> </tr> <tr> <td>「アヘリ」錠</td> <td></td> <td>10mg 20mg</td> <td>当月 人 荷 予定なし</td> <td>20 錠以下 20 錠以下</td> <td>「アヘリ」10mg 又は 「マイコン」15mg 〇〇</td> </tr> <tr> <td>「クラシエ防風通聖散」 エキス錠</td> <td>「クラシエ」</td> <td></td> <td>製造停止</td> <td>なし</td> <td>煎剤でツムラへ代 替変更を。</td> </tr> <tr> <td>「ソラナックス」錠</td> <td></td> <td>0.4mg</td> <td>月 100 錠</td> <td>100 錠</td> <td>14 日以内処方又は 分割調剤</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						品名	製造販売業者	規格等	入荷状況	備蓄状況	備考	一般名称 「トラネキサム錠」	先発、後発会社	250mg 500mg	当月 200 錠 150 錠	200~300 錠 150 錠程度	1 田調第 7 日分以 内でお願したい。	「アヘリ」錠		10mg 20mg	当月 人 荷 予定なし	20 錠以下 20 錠以下	「アヘリ」10mg 又は 「マイコン」15mg 〇〇	「クラシエ防風通聖散」 エキス錠	「クラシエ」		製造停止	なし	煎剤でツムラへ代 替変更を。	「ソラナックス」錠		0.4mg	月 100 錠	100 錠	14 日以内処方又は 分割調剤																		
品名	製造販売業者	規格等	入荷状況	備蓄状況	備考																																																		
一般名称 「トラネキサム錠」	先発、後発会社	250mg 500mg	当月 200 錠 150 錠	200~300 錠 150 錠程度	1 田調第 7 日分以 内でお願したい。																																																		
「アヘリ」錠		10mg 20mg	当月 人 荷 予定なし	20 錠以下 20 錠以下	「アヘリ」10mg 又は 「マイコン」15mg 〇〇																																																		
「クラシエ防風通聖散」 エキス錠	「クラシエ」		製造停止	なし	煎剤でツムラへ代 替変更を。																																																		
「ソラナックス」錠		0.4mg	月 100 錠	100 錠	14 日以内処方又は 分割調剤																																																		

地域薬剤師会が地域の薬局の在庫状況をリストで共有

		○	○	○	○
		○	○	○	○
		薬局	薬局	薬局	薬局
25mgアリナミンF糖衣錠			●	●	●
50mgアリナミンF糖衣錠					
ATP腸溶錠20mg「AFP」					
ATP腸溶錠20mg「NP」					
ATP腸溶錠20mg「第一三共」					
ATP腸溶錠20mg「日医工」					
AZ含嗽用配合細粒「NP」0.1%					
AZ点眼液0.02%					
EPLカプセル250mg					
ESポリタミ配合顆粒					
FAD錠「15」タツミ15mg					
FAD錠10mg「ツルハラ」					
FAD腸溶錠10mg「わかもと」					
FAD点眼液0.05%「サンテン」					
FK配合散					
5-FU軟膏5%協和					
K.C.L. エリキシル(10W/V%) 10%					
L-アスパラギン酸Ca錠200mg「サワイ」			●		●
L-アスパラギン酸Ca錠200mg「トーワ」					
L-アスパラギン酸K錠300mg「アメ儿」					
L-キザール顆粒500					
L-チロシン顆粒					

薬剤師会において医薬品の 分譲システムを作成



自薬局の在庫状況を関係する医療機関の診療科などの特性に合わせて、必要な情報提供している。

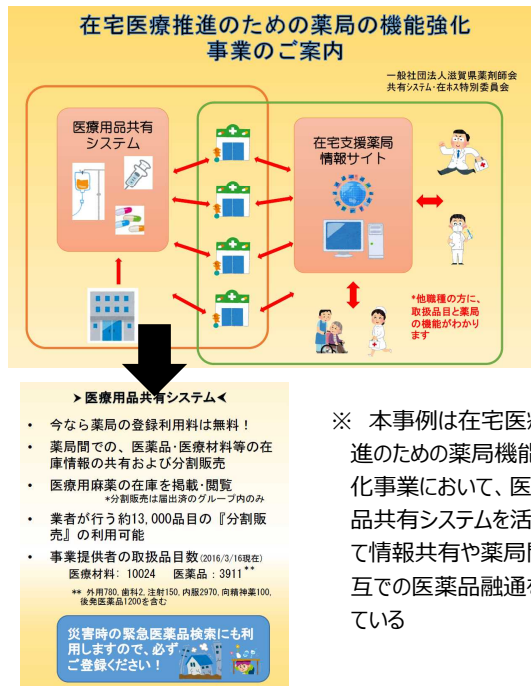
地域の薬局の在庫状況を地域薬剤師会が
取りまとめリスト化している。
この情報共有を活用し、供給不足に地域
で対応する体制を構築している。

薬局間での医薬品の分譲がスムーズに行えるようシステム化している。支部単位で集められている情報を地区に検索範囲を拡大し情報の精度向上を図っている。

医薬品の供給状況に対応するための医療機関・薬局の協力

- 医薬品供給が不安定な中であっても、医薬品を必要とする患者に安定的に提供できるよう、地域の医療機関と薬局の間での情報共有が行われている例がある。

地域の薬局間での情報共有の例



※ 本事例は在宅医療推進のための薬局機能強化事業において、医療用品共有システムを活用して情報共有や薬局間相互での医薬品融通を行っている

地域の薬局間で在庫情報等を共有し、必要に応じて融通しあうなど、安定的な医薬品の提供体制の構築に努めている。

病院から近隣の薬局への情報共有の例

病院薬剤部 ■院内への周知内容について

From: [Redacted]
Date: 2022/02/25 9:12
To: [Redacted]

CC: [Redacted]

近隣調剤薬局
薬局長の先生御机下

平素より大変お世話になっております。[Redacted] 病院薬剤部 薬務室の[Redacted]です。
院内に周知済みの内容についてお知らせいたします。

＜出荷調整等＞
・プリミドン錠250mg「日医工」→一時処方停止
・プリミドン錠99.5%「日医工」
プリミドンを成分とする製品は上記の2製品のみであるため、流通が安定化するまでは、他成分代替薬への切替や、他の治療法への変更をご検討くださいますようお願いいたします。

・ジェイゾロフト00錠25mg・50mg
新規患者への処方控えていただき、他剤への変更が可能な患者においては切り替えもご検討ください

・オゼンピック皮下注 0.25mg SD・0.5mg SD・1.0mg SD →今後、出荷停止・欠品が発生する見込み
新規患者への処方は控えていただき、現在使用中の患者へは代替薬への変更や処方数を減らす等、ご検討ください。

出荷調整等は逼迫具合に合わせて、随時、院内に周知しているところではありますが、出来る限り入手に努めていただきますようお願い申し上げます。
どちらの薬局様も、流通状況が厳しい中、ご対応いただいていることは十分承知しておりますが、何卒よろしくお願いいたします。

.....
[Redacted] 病院 薬剤部 薬務室
.....
[Redacted] 一業務室共通アドレス
.....

院内の医薬品の入荷や処方の状況等について、近隣の薬局と情報共有し、患者に安定的に医薬品の提供ができるように努めている。

薬局から近隣の医療機関への情報共有の例

薬局在庫状況 2022/12/14

ツムラ桔梗湯エキス顆粒（医療用）	255 g	(1日2回で51日分)
カロナール錠200 200mg	440 錠	
カロナール錠300 300mg	622 錠	
カロナール錠500 500mg	44 錠	
トランサミン 合計	0 錠・カプセル	
トラネキサム酸錠250mg「YD」	0 錠	
トランサミンカプセル250mg	0 カプセル	
ロキソニン錠60mg 合計	1158 錠	
ロキソニン錠60mg	47 錠	
ロキソプロフェンNa錠60mg「サワイ」	100 錠	
ロキソプロフェンNa錠60mg「KO」	8 錠	
ロキソプロフェンNa錠60mg「トーフ」	1003 錠	
ムコダイン錠500mg 合計	671 錠	
カルボシステイン錠500mg「トーフ」	183 錠	
カルボシステイン錠500mg「サワイ」	300 錠	
ムコダイン錠500mg	188 錠	
オノンカプセル 合計	1232 カプセル	(1日4Capで308日分)
オノンカプセル112 5mg	24 カプセル	
ブラルカストカプセル112 5mg「トーフ」	1208 カプセル	
ユニフィルL A錠200mg 合計	329 錠	
テオフィリン徐放錠200mg「トーフ」	288 錠	
ユニフィルL A錠200mg	41 錠	原材料輸入でできず出荷停止中
ユニフィルL A錠400mg 合計	117 錠	
テオフィリン徐放錠400mg「トーフ」	117 錠	
ユニフィルL A錠400mg	0 錠	100mg/200mgの余液を受けて出荷調整
テオドール錠200mg 合計	291 錠	
テオフィリン徐放錠200mg「日医工」	29 錠	
テオフィリン徐放錠200mg「サワイ」	262 錠	

医薬品の供給状況に合わせて医師が適切に処方できるよう、入手困難となっている品目の在庫状況について、薬局から近隣の医療機関に情報共有している。

揭示例

患者さんへのお願い

～医薬品の供給が難しくなっています～

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの拡大により流通の逼迫も発生しています。

当薬局では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、

● 薬局間の医薬品の融通

● 地域の医療機関との情報共有 など

に努めておりますのでご安心ください。

状況によっては医師に確認の上、

○ 同一成分・同一薬効の医薬品への変更

○ 処方日数の変更 など

を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合もございます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点やご心配なことなどがありましたら
お気軽に薬剤師にご相談ください

●●●●薬局